



取引先の倒産への備え、 節税もできる共済制度とは？

新型コロナウイルス感染症の長期化で、企業の倒産が増えています。万が一取引先が倒産して、売掛金を回収できなくなったら… その時の備え、できていますか？

連鎖倒産や経営難を防ぐ、経営セーフティ共済

国の共済制度に、**経営セーフティ共済**（中小企業倒産防止共済制度）があります。これは、取引先が倒産したことで、売掛金の回収が困難になった場合に、無担保・無保証で、掛金の10倍まで（上限8,000万円）借入れが受けられる、というものです。また、事業資金が不足した時にも、掛金額の範囲内で借入れができます。

■加入するメリット

掛金が全額、事業の経費へ計上できるため、**節税効果**が期待できます。掛金（月額）は、5,000円から20万円までの範囲（5,000円単位）で自由に選択できます。※掛金の積立は800万円まで、それ以降は預けておくだけ（無利息）になります。

■注意点

- ・**加入資格**：1年以上事業を行っていることが、加入条件になります。
- ・**借入利子**：倒産時の借入は無利子ですが、借入額の10分の1相当額が、掛金から（制度への拠出として）控除されるため、実質的には無利子ではありません。
- ・**解約時**：契約後12ヵ月未満で解約した場合は、掛け捨てになります。12ヵ月以上で掛金額の8割が戻り、全額返金は、40ヵ月以上納めている場合になります。解約金は、事業の「雑収入」になります。

加入申込するには？

加入を検討される場合は、中小企業基盤整備機構のサイトにて、共済の内容（倒産の定義や借入条件など）を十分に確認してください。

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/about/index.html>

加入手続きについては、以下のページをご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/entry/procedure/index.html>